

労働力商品への価値法則の適用と労働力価値内在説 の展開

櫛田, 豊
青森大学経営学部

<https://doi.org/10.15017/3723>

出版情報：経済學研究. 70 (2/3), pp.23-44, 2003-11-28. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

労働力商品への価値法則の適用と 労働力価値内在説の展開

櫛 田 豊

- 1 本稿の課題
- 2 賃金労働者の消費生活過程における価値法則の作用
 - (1) 賃金変動と労働力商品供給構造の変化
 - (2) 労働力商品への価値法則適用の実体的根拠
- 3 労働力商品の生産過程と労働力商品価値の实在性
 - (1) 耐久消費財・休日の価値対象化問題
 - ① 耐久消費財の価値対象化
 - ② 休日の価値対象化問題
 - (1) サービス商品と社会的間接賃金
 - (2) 妻子・高齢者の生活費の価値対象化

1 本稿の課題

本論に入る前に、労働力商品概念に係わって私がこれまで一連の論稿で展開してきたことについて、あらかじめ要約的に述べ、本稿の課題を明確にしておきたい。なお、私はこれまで、労働力商品論およびサービス論について検討してきた。言うまでもなく、刀田教授はこれらの領域において早くから数多くの業績を残され、そこから多くを学ばせていただいた。刀田教授の学恩に応えるには不十分きわまるが、本稿が還暦祝賀の一端になれば幸である。

労働力は人間的諸能力の統合体である。それは、人間の身体と不可分な存在形態を有する非

有体物であって、物質的財貨とは異なる存在形態を有している。しかしながら、労働力は実在的な範疇であって、労働力の使用・実現たる各種の労働をつうじて、その存在は日々そして歴史的にも証明されている。また、労働力は十全なものとして生まれながらに人間に備わっているわけではなく、人間の消費活動をつうじて主体的につくりだされるものである。したがって、質料的にみれば、労働力には短期には労働をつうじて消耗・磨耗し、消費活動をつうじて再生・回復するといった日々の再生産が存在し、長期には形成期、成熟期、衰退期というライフステージが存在する。労働力がこのような意味で再生産可能な実在的範疇であるという点

については、これを自明の前提としているせい
か、これまで見解が大きく分かれて議論される
ということにはなかった。しかしながら今日、労
働力商品そのもの実在性、そして労働力商品
価値の実在性につき少なからぬ疑念が呈示され
ていることもあり、労働力商品範疇の基底にあ
たる労働力そのものが歴史貫通的な実在の範疇
であることを確認しておくことは、特に肝要と
思われる。

周知のように、資本制経済においては、何ら
かの生産過程を遂行するにあたって労働力を生
産手段に結びつける社会的仕組は、経済外的な
強制でなく商品という形態をとって行なわれ
る。資本による生産過程支配が進み、労働力と
生産手段の結合によって一定量の商品生産物形
成が確実視されるといった構造が社会的に確立
することによって、マルクスをして商品形態を
とるのは実は労働ではなく労働力であるという
経済学上の発見を導いたのである。人格的に独
立した近代的な賃金労働者は、彼自身が唯一所
有する労働力商品の所有者として、つまり商品
交換の当事者として市場に登場し、労働力商品
に価値形成力という独自の使用価値を見出す買
い手（資本家）に相対する。両者の間で取引さ
れるのは労働力商品に他ならず、取引の結果と
して買い手は労働力商品の所有権を獲得し、こ
れを生産手段と結合させることによって価値創
造力という独自の使用価値を発揮・実現させ、
その成果を我がものとする。マルクスは、雇用
契約の本質について、これを労働の売買ではな
く、その本質を労働力商品の売買であるとし、
そこに剰余価値発生と人格支配に至らない
独自の階級関係の実在的根拠を見出したので
ある。

労働力商品は、資本による生産過程支配が進

むにつれて対象的性格をもつようになる。それ
は、所有の対象、売買の対象、使用の対象とい
う側面からだけではない。労働力を商品として
生産しようとする賃金労働者の消費活動の側面
においても対象的性格をもつようになる。労働
力商品は、消耗・磨耗部分の再生・回復のため
に日々の消費活動が不可欠になるというだけで
なく、長期には形成期や衰退期があって、一定
の品質を形成・保持するために相応の消費活動
が不可欠になる。労働力商品といえども、一定
の品質を有せず、またこれを維持し得ない商品
は、買い手の求める価値形成力を発揮・実現し
得ず、市場においてやがては売買の対象になり
得なくなるからである。すると、労働力商品は
賃金労働者の唯一所有する商品なのであるか
ら、労働力商品売買の困難は、賃金労働者自身
の人間としての再生産を困難にならしめる。こ
うして私は、労働力商品の維持・形成が賃金労
働者の消費活動の目的になるという側面におい
ても、それが対象的性格をもつようになるとい
う点を論じた。その上で、労働力商品は物質的
財貨と異なる存在形態をもつとはいえ、消費生
活過程というそれ自身の特殊な生産過程を有し
ており、よって直接的な労働生産物ではないが
消費活動の生産物であると規定した。そしてこ
の点を踏まえれば、賃金労働者の消費生活過程
は“労働力商品の生産過程”、その消費活動は
“労働力商品の生産活動”として規定し得るの
であって、これを経済学として許容される理論
化であるとしたのである¹⁾。

労働力商品は、賃金労働者の消費生活過程と
いう特殊な生産過程を有している。労働力商品
はその使用価値と価値が消費過程（資本の生産
過程）で失われる一方で、生産過程（消費生活
過程）において使用価値的・価値的な消耗・磨

耗分が日々再生・回復される。賃金労働者は、資本の生産過程で疲弊した肉体的・精神的能力を消費生活過程で使用価値的に回復・再生させるからこそ、昨日と同じ活力ある労働を資本の生産過程で今日も発揮出来るのであり、また資本の生産過程で失われた労働力価値を消費生活過程で価値的にも再生・回復させるからこそ、昨日と同じ再生産費の対価を今日も得ることができるのである。つまり労働力商品は、消費生活過程というそれ自身の特殊な生産過程をつうじてその価値が規定される商品なのである。ただし、労働力商品の価値規定として、特殊性と一般性が確認されねばならない。

特殊性とは、次のとおりである。労働力商品においては、賃金労働者の個人的消費行為（消費活動）によって生活手段商品およびサービス商品価値（以下、生活手段およびサービス商品価値と略記）が労働力に対象化する。労働力商品は、こうした経路で価値が対象化するという価値規定の特殊性を有している。これは、労働力商品が賃金労働者の身体と不可分な存在形態をもつが故に、その価値規定は直接の労働生産物である物質的財貨の場合のように投入労働の直接的な対象化を通じて行われたいという点にある。つまり、労働力商品は直接の労働生産物ではなく、直接には消費活動の生産物であるが故に、投入労働による価値規定は賃金労働者の消費活動を媒介にして与えられる。

一般性とは、次のとおりである。労働力商品

は、消費活動によって生活手段およびサービス商品価値が対象化する生産物であるとはいえ、使用価値と価値の統一物という商品の一般的規定を満たしている。つまり、労働力商品は消費活動によって価値が対象化し、価値は労働力の外部にでなく労働力それ自体に内在する。労働力価値は労働力それ自身に担われており、またこの意味でその価値は仮象や擬制的価値ではなく実在の範疇なのである。かくて、労働力商品は『資本論』1巻第1章で与えられた使用価値と価値の統一物という商品の一般的規定に包摂されることになる²⁾。

なお私は、労働力商品に係わるこうした原理的把握を基礎にして、さらに2つの問題について論及している。第1に、異種労働どうしの還元問題（一般には複雑労働還元問題として扱われている）についてである。資本の生産過程において、労働日を同一とすれば、労働力商品は労働力価値のそれぞれの大きさに比例した価値形成力を単位時間あたりに発揮するという理解であり、これは労働力価値が使用価値に担われそれ自体に内在するという把握なくしては充分に説明できないものである³⁾。第2に、サービス商品の経済的性格をめぐる問題についてである。サービス商品は労働力の一構成要素を成す人間の個別的諸能力として人間の外部にではなくその内部に存在するという理解であり、これ

1) 労働力商品の対象的性格については拙稿「労働力価値形成説の展開(3)」(青森大学『研究紀要』第20巻第2号1997年11月)で論じている。また、賃金労働者の消費活動を“労働力商品の生産活動”として規定することの是非については金子ハルオ氏との間で論争となった。詳細は拙稿「労働力価値形成説の展開(4)」(青森大学『研究紀要』第21巻第1号1998年7月)を参照されたい。

2) 私は、労働力価値が労働力それ自身に担われるという「労働力価値内在説」を展開している。これに対し、今日なお通説として根強く君臨する「労働力価値外在説」(労働力価値は労働力それ自身に担われず生活手段価値として実在するという説)を代表する金子ハルオ氏との間で論争となった。労働力価値規定の特殊性および一般性をめぐる「内在説」と「外在説」の論争点については、拙稿「労働力の価値規定について」(大石雄爾編『労働価値論の挑戦』大月書店、2000年2月、第4章)を参照されたい。

も労働力価値が使用価値に担われ労働力それ自体に内在するという把握から出発することによって、サービス商品価値が労働力価値の一構成要素を成すと捉えている⁴⁾。

以上、労働力商品の原理的把握に係わる拙論の主張を一瞥してきたが、これを一言で表現すれば、“労働力商品は、使用価値的な意味でも価値的な意味でも、それ自身の生産過程をもつ実在的な商品範疇である”に尽きている。しかし実は、この端的な把握こそが大方の論者の賛同を得ていないのである。とりわけ、労働力商品が商品としてそれ自身の生産過程を有しているという点について、いまだ大きな抵抗がある。本稿は、この把握の積極的意義を、労働力

- 3) 異種労働どうしの還元は各種労働の単位時間あたり価値形成力の相違から生じ、労働日、労働強度、労働生産性といった労働諸条件の相違を踏まえたうえで、還元比率(=価値形成力比率)は究極的に各種労働力商品の価値の大きさによって根拠づけられるとした。拙稿「労働力価値形成説の展開(7)―複雑労働還元問題について―」(青森大学『研究紀要』第24巻第1号2001年7月)を参照されたい。
- 4) 労働力商品は消費生活過程において人間的諸能力を維持・形成しようとする賃金労働者の主体的活動(消費活動)によって作りだされるのであるが、この活動には生活手段として消費財だけでなく、教育、医療、娯楽等の一定のサービス労働が必要となる。このサービス労働は、労働の成果として人間の個別的諸能力の維持と発展をもたらす。私は、サービス労働の成果である人間の個別的諸能力そのものをサービス生産物と捉えた上で、サービス生産物はサービス労働と労働対象である人間の消費活動による共同生産物であり、しかも労働力に統合される特殊な生産物であると規定した。また資本制経済においてサービス生産物の多くは商品に転化し、サービス商品価値は生活手段(労働主体からみれば労働手段)からの移転価値とサービス労働によって創造される新価値の和によって規定されるとし、しかもサービス商品価値は労働力価値の一定部分を構成すると論じた。今日、この見解は、サービス労働価値生産説の系譜のなかで「サービス労働・労働力価値形成説」として位置づけられている。拙稿「サービス生産物とその経済的性格について」(日本大学経済学部経済科学研究所『紀要』第32号2002年3月)および「サービス部門における社会的必要労働の成立」(青森大学『研究紀要』第25巻第1号2002年7月)を参照されたい。

商品に対する価値法則の作用を論じるなかであらためて示すとともに、この把握の論理整合性に対する疑問にも答えていきたいと考えている。

2 賃金労働者の消費生活過程における価値法則の作用

(1) 賃金変動と労働力商品供給構造の変化

労働力商品は、使用価値的にも価値的にも、賃金労働者家族を消費行為の単位とする現実の日々の消費生活過程を通じて形成される⁵⁾。そして、この消費生活過程を通じて形成され再生産されねばならないのは、労働力商品販売者たる賃金労働者本人だけではなく、妻と子ども、高齢者である親等の保有する労働力も含まれる。消費生活過程における消費活動を通じて、賃金労働者家族の再生産のために必要な生活手段およびサービス商品価値(社会的必要労働時間)は、家族構成員一人一人の労働力へ対象化し、それが労働力商品販売者の労働力商品日価値に算入されるのである。行論において、賃金と労働力商品価値の乖離と一致というプライスメカニズムのなかで扱われる労働力商品価値とは、実はこのようにして把握された労働力商品日価値に他ならない。そしてまた、賃金労働者家族の構成員である妻と子ども、高齢者である

- 5) 消費活動の経済的性格につき、すでに拙稿(「労働力価値形成説の展開(5)―家族の生活費について―」青森大学『研究紀要』第22巻第1号1999年7月)において、それは生活手段およびサービス商品価値の労働力への対象化を媒介するが、それ自体は価値を創造しないと論じている。したがって、本稿で消費活動による「労働力価値の形成」ないし「労働力商品価値の形成」と表記する場合は、消費活動それ自体による価値の創造ではなく、消費活動による生活手段およびサービス商品価値の労働力への対象化という意味で使用している。

親等の保有する労働力は、賃金と労働力商品価値の乖離を解消し両者が一致する経路を明らかにする展開のなかでは、潜在的な労働力商品として、すなわち産業予備軍という労働力商品の供給源として登場する。こうした方法と考え方は、消費行為の単位を家族としたうえで、賃金労働者の消費生活過程を“労働力商品の生産過程”と規定し、労働力商品を消費活動による特殊な生産物と規定すること自体がいまだ多くの論者によって賛同を得ていない事情から、ほとんど意識的に理論化されてこなかった領域である。そこで以下、これらを踏まえて、賃金変動にともなう労働力商品供給構造の変化、およびこれによる労働力商品の価値・価格の一致メカニズムについて論じたい。

労働力商品の支出・消耗と再生・回復が基本的に1日周期でなされ、よって労働力商品の売買単位が「1日分の労働力」⁶⁾であることから、特定の時代また特定の国における標準的な「1日分の労働力」の価値(=労働力商品日価値、以下とくにことわりのない限り労働力商品価値と表記)は、賃金労働者家族の現実の日々の消費生活過程をつうじて客観的に形成される。このような視点からすれば、労働力商品価値を、主観的な「消費欲望」なり望ましい「生活目標」の範囲に入る生活手段およびサービス商品価値によって規定する方法はまったく誤っている。というのは、これらの生活手段およびサービス商品価値がかりに道徳的・倫理的に望ましいものであったとしても、それらが現実の日々の消費生活過程つまり労働力商品の生産過程に存在しない限り、それらが労働力商品価値の形成に加わるはずがないからである。労働力商品価値は、現実の日々の消費生活過程(=労働力商品の生産過程)に存在する生活手段およびサービ

ス商品価値だけが加わるのである。かつて下山房雄氏は、労働力商品価値を「望ましい生活水準」で捉えて現実の賃金がこの価値以下でしかないとし、この望ましい労働力価値を賃金闘争の目標として位置づける考え方を「労働力の価値=規範説」と呼び、これでは労働力商品価値

- 6) 労働力の売買に係わって「1日分の労働力」という概念が設定される必要があることを、最近積極的に主張しているのが永谷清氏である。「身体そのものを売るのでなければ、『時間を限って』売買をおこなう必要がある。あるいは労働を売買する場合には、時間を限定しなければ、定量化しないが、労働力B(日々再生する労働力)の場合は、そのようなことをしなくとも、最初から1日の労働力として定量化で存在している。(ただし注意しないといけない。定量化の意味は生理的エネルギーのような自然的な量を意味しているわけではない。1日働かうという『肉体的精神的な能力の総体』であり、社会的な意味での単位であり定量化である)。労働力売買が1日単位であれば、売買後は労働力の所有権は資本家に移っているのは自明である。だからこそ資本家は1日間自分の裁量により自由にその労働力を工場で消費することができる。」(永谷清「労働力商品概念の混迷」信州大学『信州大経済論集』第44号、2001年、20ページ)。労働力商品の売買単位を「1日分の労働力」において捉える永谷氏の主張は、労働力価値内在説に基づいてなされているわけではない。しかし、労働力商品の売買単位を「1日分の労働力」とし、これに所有権の設定・移転を明確に認める氏の主張に多くを啓発された。

また、刀田和夫氏は「マルクスの労働力売買論及び賃金=労働力の価格論の批判的考察」(九州大学『社会科学論集』第22集、1982年1月)において、早い時期から、『資本論』における労働力商品の売買論および賃金=労働力の価格論の論証には少なからぬ欠陥があることを指摘している。その上で、経済学においては売買の対象および所有権の対象は物質的財貨に限定されないという条件が加味されるべきとし、非有体物としての労働力に即したかたちで労働力売買論の論証を試みている。

私は、かつて拙稿(「労働力価値形成説の展開(3)」青森大学『研究紀要』第20巻第2号、1997年11月)において、賃金労働者は「労働力の時間決めの処分権を譲渡する」としつつも、「労働力の所有権は依然として所有者から手放さない」(前掲稿5ページ)と述べた。永谷氏そして刀田氏の論稿を踏まえると、この記述は、労働力商品売買の内実を所有権移転あるいは賃貸借のどちらとも受け取れる曖昧なものであった。雇用契約の本質につき“労働力という商品体そのものは物理的に買い手に移転することはないが、労働力に対する使用・収益・処分権利を含んだ所有権は買い手に移転する”と再定義する次第である。

が経済学の分析的概念ではなくなってしまうと痛烈に批判している⁷⁾。

さて、労働力商品価値には現実の日々の消費生活過程(=労働力商品の生産過程)に存在する生活手段およびサービス商品価値だけが加わるという把握は、直接賃金であれ社会保障給付等であれ、賃金を支出して現実で購入・使用した生活手段およびサービス商品価値だけが労働力商品価値を形成するということを意味している。したがって、賃金労働者家計に貯蓄があったり、賃金からの拠出に対しそれに満たない現物の社会保障給付しかない場合は賃金>労働力商品価値であり、逆に消費者信用などを利用して耐久消費財などを掛買したり、賃金からの拠出を超える現物の社会保障給付がある場合は賃金<労働力商品価値となる。このように、賃金と労働力商品価値は、個々の賃金労働者家族において多くの要因によって現実に乖離する可能性がある。

賃金が労働力商品価値から乖離また上下するという事態は、一般商品の価値・価格の関係と同じように両者の正常な関係を表わしている。何らかの事情で労働力商品に対する需要が増大すれば賃金は上昇するが、もし賃金労働者が貯蓄を増やすだけで消費生活過程の構造(労働力商品の生産構造)を変えなければ、労働力商品価値は以前のままで賃金>労働力商品価値となる。しかし、労働力商品に対する需要増とそれによる賃金上昇が相当程度に長期化するような場合、いわゆるエンゲル係数の低下にみられるような収入増大による家計支出の品目構成比の変化、あるいは耐久消費財や教育・娯楽サービスなど新たな生活手段およびサービス商品への

家計支出の増大をつうじて、賃金労働者家族は生活水準そのものを上昇させる。つまり彼は、消費生活過程(労働力商品の生産過程)の構造を変化させ、労働力商品生産に社会平均的に必要な労働時間を増大させることを通じ、上昇した賃金に価値を一致させるのである。これは、一般商品において価格が上昇し、その結果技術水準の劣等な企業の参入が容易になり当該商品の生産構造が変化するような場合、商品の社会的必要労働時間(価値)が増大して価値・価格が一致する経路と同じである。

逆に、何らかの事情で労働力商品に対する需要が低下すれば賃金は下落するが、もし賃金労働者が過去の貯蓄をはき出すことによって現行の消費生活過程の構造とその水準を維持できれば、労働力商品価値は以前のままで賃金<労働力商品価値となる。しかし、熟練の崩壊等により労働力商品に対する需要減とそれによる賃金下落が相当程度に長期化するような場合、現行の生活水準を維持するために妻子等の世帯員が過剰人口のプールから労働力市場に参入し多就業化するといった消費生活過程(労働力商品の生産過程)の構造変化がおきるか、あるいは娯楽・交際費など特定品目の支出を削減し生活水準そのものを低下させるといった消費生活過程の構造変化がおきる。

前者の場合は、労働力商品価値の価値分割が進んで労働力商品個体単位の価値は低下する。世帯あるいは家族を単位とした必要生活手段およびサービス商品価値(人間を労働力の定在とみれば、各家族構成員の労働力に対象化した生活手段およびサービス商品価値)が家族内の主たる労働力商品販売者の労働力日価値に現われるところの労働力商品価値は、この段階で現に就業している家族構成員の間に分割される。価

7) 下山房雄『日本賃金学説史』日本評論社、1966年。

値分割の結果、賃金と家族単位の必要再生産費たる労働力商品価値の関係は、就業する家族構成員全体の賃金総額と分割された個体単位の労働力商品日価値の総計との間で成立することになり、主たる家計維持者の賃金と労働力商品日価値の関係においてはもはや成立しなくなる。このように世帯員の多就業化による消費生活過程の構造変化は、この場合、主たる家計維持者の賃金下落に対し現行生活水準（労働力価値水準）を維持するために行なわれ、その限りで賃金総額を増大させ賃金と労働力商品価値を以前の水準で一致させる方向に作用する。

後者の生活水準そのものを低下させる構造変化の場合は、家計支出の削減によって生活手段およびサービス商品の使用価値総量が減少し、その結果、労働力商品に対象化する価値量も減少する。労働力商品価値そのものもけっして固定的ではない。つまり彼は、労働力商品生産に社会平均的に必要な労働時間を減少させることを通じて下落した賃金水準に価値を一致させるのである。これは、一般商品において価格が下落し、その結果技術水準の劣等な企業が消滅したり技術改善が進むことによって当該商品の生産構造が変化するような場合、商品の社会的必要労働時間（価値）が低下して価値・価格が一致する経路と同じである。

このように労働力商品は、産業予備軍という労働力商品の供給源を背景にして、消費生活過程（労働力商品の生産過程）の構造変化による価値・価格の一致メカニズムを有している。長期平均的に見た場合、賃金が賃金労働者家族の再生産費水準にあり、これを大きく上回りもせず下回りもしないのは、労働力商品の価値・価格を一致させるこうしたメカニズムが働いているからに他ならない。つまり、労働力商品は、

一般商品と同じように価値はそれ自身の生産過程で形成されるということを前提にしつつ、賃金（価格）変動が労働力商品の生産構造に作用して価値水準そのものを変化させるといった因果（賃金→労働力商品の生産過程→労働力商品価値）による価値・価格の一致メカニズムを有するのである⁸⁾。

8) 賃金（価格）変動が消費生活過程（私の言う労働力商品の生産過程）に作用して労働力価値そのものを変化させるといった因果による価値・価格の一致メカニズムを、一般商品とは異なる経路による価値・価格の一致メカニズムとして位置づけたものに金子ハルオ「賃金の本質、一般的運動、形態」（『講座現代賃金論』第1巻、Ⅱ章、青木書店、1968年）、城座和夫『労働価値論の基本問題』（ミネルヴァ書房、1971年）がある。

金子氏は、「いまもしも、相対的過剰人口の現実的作用その他の具体的な諸事情によって、労働力の価格＝賃金が、その価値以下に（長期的・平均的に）低下したままになったとすれば、その低下した（価格としての）賃金水準をもって行われる現実の労働者の生活過程をとおして、つぎの時期における『必要生活手段の平均範囲』そのものが縮小し、したがって、つぎの時期における『労働力の価値』そのものが低下する（ここでは、生産力の変化は度外視される）という結果がもたらされ、そのことによって労働力の価値と価格との離反は解消または縮小されることになるのである。」（金子ハルオ『前掲書』94ページ）と述べている。

また、労働力商品を「任意可増商品でない」とした城座氏も、労働力商品の価値と価格を一致させるメカニズムは、一般商品と比べ異なる経路で行われるとし、金子氏と同趣旨の指摘をしている。「むしろ労働力の場合には、価値価格と現実の価格との不一致は価値価格が現実の価格に引きよせられることによって解消される場合が多いのである。ともかく、古典学派がえがいたような、ふつうの商品の場合と同様の価値—価格一致の機構は労働力商品の場合にはないし、そもそも価値—価格の一致といっても、ふつうの商品と労働力とは全くちがうのである。労働力の場合には、ともかく、その現実の価格と価値価格との乖離の解消が両者の一致の意味なのであり、価値価格による価格の規制を必ずしも意味しないのである。現実の労働力の価格がその価値価格を上回るとき、その状態がかなりの期間つづけば、慣習的生活水準そのものが上がって、その価値価格がその現実の価格にまで引き上げられるというのであっても価値—価格の一致といえるし、現実の労働力の価格がその価値価格を下回るとき、この状態がかなりの期間つづけば、慣習的生活水準そのものが下がって、その価値価格がその現実の価格にまで引き下げられるというのであっても価値—価格の一致といえるのである。」（城座和夫

(2) 労働力商品への価値法則適用の実体的根拠

高橋正立氏は、労働力は「労働の対象たりうるもの」、「労働力は物であり対象的存在であり、生産されるものである」⁹⁾と主張しつつも、しかし同時に、労働力商品への価値法則の適用を次のように否定する。「労働力商品は、それではどのような商品かという問題である。この点について見るならば、労働力商品は、決して社会的分業関係に立つ生産者によって生産すべ

く任意に選ばれた商品ではない。商品には市場がつきものだとするならば、労働力商品の市場は、一般商品のそれとは、およそ異質のものと言わなければならない。したがって『商品』なる語を価値法則とつねに結びつけて用いようとするかぎり、このような労働力商品は、決して『特殊な』商品とさえも言うことはできないのである。」(傍点—櫛田)。端的に言えば、労働力商品は、価値の実体的根拠たる「私的生産のもとでの社会的分業」を欠いており、それゆえ価値法則は適用されない、とするのである。すなわち、「私的生産のもとでの社会的分業——これが価値および価値法則の実体的な根拠であり、この実体を欠いたものを、たんに商品形態をとっているとか、あるいは、価格によって需給が調節されるとか、さらには、投下労働量によって価格が規制されるというだけで、『特殊な』商品とするわけにはいかない」¹⁰⁾とする。以下、高橋見解を踏まえながら、労働力商品価値の実体的根拠について、私見を述べておきたい。

高橋氏は、再生産循環の視点から労働力は「労働の対象たりうるもの」、「生産されるもの」としつつも、他方でそれは「私的生産のもとでの社会的分業」という条件のもとで生産される商品でないから価値法則は適用されないとする¹¹⁾。しかし私は、この把握には賛同できない。なぜなら、労働力商品が、いかなる仕方、いかなる経路においても労働の対象になり得ず、よっていかなる意味においても労働によって再生産可能な商品と規定できないということ根拠に価値法則が適用されないとするならば

『前掲書』201ページ～202ページ)、「労働力の価値価格と価格の関係を、労働力の再生産に・労働者家族の生活の維持に・必要な生活手段の分量と労働者(労働力の売り手)が実際に入手しうる生活手段の分量との関係としてつかむならば、前者が後者を決定するというよりも、むしろ後者が前者を決定するという関係にあることは明らかである。」(城座『同上書』211ページ)。

また最近、下山房雄氏は「経済原論論争④—労働力価値と価格の一致・不一致問題—」(『かながわ総研所報』101号、1999年10月)においてこの論点について触れ、価格→価値の因果は一般商品にも起こりえるのであって、必ずしも労働力商品に特有なメカニズムでないことを強調している。

なお、労働力商品における賃金(価格)→価値の因果については、斎藤重雄氏とも議論になり有益な示唆を得た。ただし斎藤氏は、労働力商品取引を売買でなく賃貸としており、労働力商品の基本理解で拙論と見解が異なっている。氏の見解については、「労働力の再生産と賃金の本質——セルフサービス労働の役割——」(日本大学『経済集志』第73巻第3号、2003年10月)を参照されたい。

9) 高橋「労働力そのものの対象性」名城大学『名城商学』第25巻第4号、1975年、41ページ～44ページ。労働力を「生産されるもの」とする把握について、氏はその後の著書においても、経済を財と人間の再生産循環で捉える視点から、次のように繰り返し主張している。「——人間の労働能力はその活力をふくめて自ずと生じてくるものであるというもっともな常識と、人間はとにかく主体なのだからそれが経済的な意味で『生産』されるとは考えたくないという、それ自体としては健全な感情の立場があるように思える。しかし、問題は客観的な事実である。——<経済>が財と人間との再生産循環として進行すること、したがって<経済>の中では、人間も物的財と同様に『生産』されるものであることを論じた。そのことは、『生産』と『消費』とを固定的に対立させる伝統的な考え方の批判を通してなされている。」高橋『生活世界の再生産』ミネルヴァ書房、1988年、254ページ～255ページ。

10) 高橋「労働力そのものの対象性」名城大学『名城商学』第25巻第4号、1975年、22ページ

話の筋は通るが、氏の把握は、「労働の対象たりうるもの」、「生産されるもの」ということで、労働力商品を事実上労働によって再生産可能な商品であるとしながらも、一般商品のような直接的な労働生産物あるいは資本の生産物でないということを根拠に価値法則が適用されないとしているからである。氏の把握は、労働力商品を“労働が対象化して生産される”商品であるとしつつも、同時にそれを商品でないと主張しているに等しい。

私は、労働力商品が直接には消費活動の生産物であるという特殊性を有しつつも、これを“労働が対象化されて生産される”商品であると主張している。この点で、それはけっして擬制商品ではなく、大地、有価証券、名誉などと区別される。しかし同時に、人間に内在する非有体物であるという素材的特質から、労働力商品は直接の労働生産物になり得ず、よって資本

の生産物でもない。したがって、氏が他方で強調するように、それは“私的生産のもとでの社会的分業”という一般商品におけるような価値の生産過程を欠いており、よって一般商品のような経路によるプライスメカニズムが働かないことことも事実である。しかし、後者をもって、直ちに労働力商品が価値の実体的根拠＝生産過程を欠いているとするわけにはいかない。労働力商品は、賃金労働者の消費生活過程という商品の生産過程を有しているからである。

労働力商品は、賃金労働者の消費生活過程において、生活手段およびサービス商品に含まれる労働が再生産に必要な労働の一定量として、消費活動を媒介にして労働力商品に対象化される。まさしく労働力商品は、直接の労働生産物ではないが“労働が対象化されて生産される”商品であり、再生産費＝社会的労働時間によって価値規定される商品に他ならない。そしてまた、何らかの事情で労働力商品に対する需給ギャップが生じて価値・価格の乖離が生じた場合、両者を一致させるメカニズムも存在する。労働力商品の場合は、賃金（価格）変動が労働力商品の生産構造に作用して価値水準（社会的必要労働時間）を変化させるといった経路（賃金→労働力商品の生産過程→労働力商品価値）をつうじて、乖離した価値・価格が一致するのである。つまり労働力商品は、直接には消費活動の生産物であるが、自らの生産過程を有する商品であり、再生産費＝社会的労働時間によって価値規定される商品に他ならない。また、何らかの事情で価値・価格が乖離する場合も、その乖離を自律的に解消し両者を一致させるメカニズムも有しているのである。このような意味で、労働力商品は価値および価値法則の実体的根拠を有する商品である、と私は考えている。

11) こうした考え方を代表するのが宇野弘蔵氏である。宇野氏は、労働力商品の基本把握において、「労働力の商品としての規定は、いわば仮象にすぎない。本来商品として生産せられたるものでもないものが、商品の規定を与えられるのである。」（『労働力なる商品の特殊性について』『宇野弘蔵著作集第3巻』岩波書店、1973年、495ページ）と、いわばその非商品性を主張する。そこには、資本の直接の生産物でないもの、あるいは直接の労働生産物でないものは商品でなく、再生産に必要な労働量による価値規定は与えられず、そこに価値法則は適用されないという認識が横たわっている。そこから、「それだからこそこれを（労働力一櫛田）完全に商品化するためには、産業予備軍を必要とする」（『同上書』497ページ）とすすむ。

すでに述べたところから明らかなように、私は、労働力商品は、資本の生産物でなく、また直接の労働生産物でもないが、それ自身の生産過程を有しており、したがって再生産に必要な労働量による価値規定は与えられると考えている。そしてまた、産業予備軍は、労働力商品が消費生活過程というそれ自身の生産過程を有していることを前提にしたうえで、あくまでそれに需給ギャップが生じた時の独自の供給調節機構なのである。よって、産業予備軍は、宇野氏の言うような本来商品でない労働力を「完全に商品化する」と形容される性質のものではないと私は考えている。

価値あるいは価値法則とは、私的な労働が市場での商品交換を通じて社会的労働へと還元されるメカニズム、高橋氏の卓越した表現を拝借すれば、「等質的な場」¹²⁾の構造を前提にしている。一般商品の場合、社会的分業関係に組み込まれた生産者は、生産部門間を自由に移動し、また生産量を任意に増減しつつ私的な生産活動を展開する。その上で、生産者の私的な資源投入、すなわち私的な労働投入は、労働生産物が市場で交換され私的な労働が社会的労働へと還元される過程を通じて、資源投入すなわち労働投入の適否が事後的に調整される。労働力を含めた諸資源の投入は生産者の背後で労働という本源的費用に換算・還元されており、この「等質的な場」の構造のなかで、諸商品の交換比率が、各生産物の標準的・平均的な再生産費（投下労働量）たる価値水準に収斂されていくのである。

労働力商品をそれをつくりだす賃金労働者およびその家族との関係でみれば、労働力商品は直接的な労働生産物ではなく、直接には彼らの消費活動の生産物である。この意味では、たしかに彼らは、一般商品の生産者と違って、社会

的分業関係に組み込まれた私的な生産者という存在ではない。しかし、彼が消費生活過程で行うところの労働力商品の生産は、“私的な生産”であるという点においては、一般商品の生産と何ら変わるところはない¹³⁾。私は、その根拠を次のように考えている。賃金労働者の消費生活過程は、個々の生活過程（私的な生産）がそのまま直接に社会的有用性を認定されないが、しかし同時にまた、その社会的有用性は認定されねばならない。資本制経済においては、賃金労働者およびその家族の個々の消費生活過程に対し無条件に生活源資が与えられるわけではない。そのためには、彼らが保有する労働力の社会的有用性が認定されねばならないし、それは市場における労働力商品の日々の販売、商品として社会的評価を通じて行われる。とりわけ、賃労働の自立的運動が資本の運動に包摂されて行われる限り、消費生活過程に要請されるのは、他人のための使用価値、すなわち時々の社会あるいは資本の要求する労働力商品の生産である。賃金労働者およびその家族が賃労働の経済的範疇の人格化である限り、彼らの消費生活過程はこれ

12) 「ここではっきりしたことは、投下労働量による価値規定という本質的認識そのものが、別の言いかたでは『モデル』といわれることもある、ある実体的なものについての認識を媒介としてはじめて成り立ちえているという事実である。本質（いまのばあいは、価値法則）の認識は、経験的な諸現象（交換・価格現象）から直接に帰納されることはできず、われわれは、これら諸現象が生起する場（いまのばあいは、純粋な単純商品生産社会）の等質性を確認したうえで、その場の構造をつかむことによつてはじめて、これを場としておこなわれる諸運動を必然的な因果関係において、法則としてつかむことができる。この場の構造の同一性が、同一の因果関係をもった諸現象の反復的生起を保証しており、この場の構造についての認識が、この因果関係を可視的なものにしていく。」（傍点一櫛田）、高橋「労働力商品への価値法則の適用の困難」竜谷大学『経済学論集』第7巻第2号、1967年、6ページ。

13) 荒又重雄氏は、賃金労働者の消費生活過程は労働力商品の再生産過程であるとともに、彼にとっての“私的な”過程に他ならない、と指摘している。「すでにみたように、資本制生産における賃労働の特徴は、労働力商品が労働者自身の私的所有の対象となっている点にあった。労働力の再生産は結局のところ労働力商品の再生産でしかありえぬとはいえず、しかし、それは日々労働者自身の私的所有の領域内にあるものとして再生産されるのである。労働力商品の現実的引渡し過程を終えた賃労働者は、資本の直接的支配からはなれ、彼自身が自らの主人たりうるものとなり、生活時間の残余を生きる。賃労働者の生活時間から労働日を差引いた残余は、賃労働者の狭義の生活過程であり、賃労働者が、自らのものとして労働力商品を再生産する過程である。これは個々の賃労働者にとっての私的な過程であり個々の資本家から自由な生活である。」（傍点一櫛田）荒又重雄『賃労働の理論』亜紀書房、1968年、91ページ～92ページ。

に応えるものでなくてはならず、彼らにとってそれが内的な強制力として作用する。彼らは、特定の時代、特定の資本が要求する労働力を“私的”に生産し、これを市場で商品として販売することで、彼が行った消費生活過程の社会的有用性を証明しているのである。賃金労働者が労働力を唯一所有する商品として販売することで生計をたてる限りにおいて、消費生活過程のこの性格は、労働力商品を支える実体的根拠、高橋氏の言う「等質的な場」として機能する。

こうして、賃金労働者およびその家族の消費生活過程は、商品の生産過程すなわち高橋氏の言う「等質的な場」として機能するのであり、私はそこに、労働を本源的費用とする人間の経済行動が貫徹する根拠を見出すのである。繰り返しになるが、産業予備軍の存在を背景にした賃金労働者およびその家族の消費生活過程、これが労働力商品価値および価値法則の実体的根拠であり、したがって労働力商品は、価値および価値法則の実体的根拠をもつ特殊な商品なのである。

3 労働力商品の生産過程と労働力商品価値の 実在性

労働力商品の価値・価格は、主として、一般商品の場合と異なる経路での一致メカニズムを有する。こうした本稿の労働力商品理解は、賃金労働者およびその家族の消費生活過程を“労働力商品の生産過程”と規定し、その消費生活過程で消費活動による生活手段およびサービス商品価値の労働力への対象化がおこなわれる、という基本認識から導かれる論理必然的な帰結なのである。しかしながら、本稿の一連の労働

力商品理解はいまなお賛同を得ていない。その際、労働力商品が実在しない、あるいは労働力価値が擬制的価値であるという理由から、“労働力商品の生産過程”は認められず、その後の本稿の展開を論外と見なすのなら、それはそれで筋がとおっている。しかし、労働力商品を実在的商品とし、その価値を実在的価値であるとしつつも、なお“労働力商品の生産過程”を認めない見解がある。私からすれば、それは消費活動による生活手段およびサービス商品価値の労働力への対象化の論理を認めない見解とまさに同値である。

さて、労働力商品価値を実在的価値であるとしつつも、“労働力商品の生産過程”を認めず、また生活手段およびサービス商品価値の労働力への対象化を認めない、労働と消費活動の経済的性格の相違をめぐる基本的な論点については、金子ハルオ氏等との論争のなかでこれまで度々触れてきた。そこで、以下では、生活手段およびサービス商品価値の労働力への対象化を認めず、“労働力商品の生産過程”という把握を事実上困難にさせているより具体的な論点である a 耐久消費財・休日の価値対象化問題、b サービス商品と社会的間接賃金、c 妻子・高齢者の生活費の価値対象化、について本稿の基本的な考え方を明らかにしておきたい。これらの問題の多くは、労働力に現実に対象化する価値を基礎にして、労働力商品の売買単位である「1日分の労働力」の価値＝労働力商品日価値の量的形成をどのように理解するかに係っているのである。

なお、念のため以下で言う“消費活動による価値の対象化”とは、消費活動による生活手段およびサービス商品価値の労働力への対象化であって、消費活動そのものが自ら価値を創造し

労働力に価値として対象化するというのではない。つまり、“消費活動による価値の対象化”とは、消費活動が生活手段商品価値の労働力への移転を媒介したり、あるいは消費活動がサービス商品価値の労働力への対象化を媒介したりするという意味で使用されている。また、拙稿¹⁴⁾での把握に基づいて、以下で労働力価値あるいは労働力商品価値という場合、それぞれ意味する内容を区別して使用している。労働力価値という場合は家族構成員一人一人の労働力に対象化した生活手段およびサービス商品の価値を表わし、労働力商品価値という場合は賃金労働者家族を代表する労働力商品販売者の「1日分の労働力価値」=労働力商品日価値を表わしている。とりわけ、後者の労働力商品価値は、労働力商品販売者だけでなく他の家族構成員に対象化した労働力価値が算入することによって構成されている。

(1) 耐久消費財・休日の価値対象化問題

① 耐久消費財の価値対象化

賃金労働者の消費活動による生活手段商品価値（以下、生活手段価値）の労働力商品への対象化は、労働力商品への価値移転問題として論じられる。生活手段価値の労働力商品への価値移転は、労働力を質料的に日々再生する際の生活手段の目的意識的な使用、すなわち賃金労働者の消費活動そのものの具体的で有用的な属性によってのみ生じる。ただし、生活手段はそれぞれの質料的性格に応じて、食料品などのように1日あるいは数日の使用でその使用価値が磨滅してしまうもの、身の回り用品や衣服などの

ようにその使用価値の磨滅が数週間から数年にわたるもの、家電製品や乗用車や家屋など使用価値の磨滅が数年から数10年にわたるもの、と耐用度はさまざまである。生活手段のそれぞれの耐用日数は、各生活手段の使用価値が磨滅・消滅するまでの平均的期間として社会的また経験的に与えられている。いま仮に、ある生活手段の耐用日数が x 日であるとすれば、その生活手段の日々の使用において、毎日その価値の $1/x$ が失われ、したがってその価値の $1/x$ を労働力商品に移転する。各生活手段の日々の使用価値の磨滅、およびそれに対応する労働力商品への日々の価値移転はこのような仕方で行なわれる。そして、このような仕方では労働力に移転される生活手段価値が、労働力商品の売買単位である「1日分の労働力」の価値=労働力商品日価値に算入されることになる。

こうした方法に対して予想される批判は、恐らく次のようなものである。まず耐久的な生活手段（以下、耐久消費財）を現金で購入した場合、それに見合うものがそれまですでに賃金として支払われていたか、あるいは他の商品の購入を犠牲にしていたということであり、その場合いずれにせよ耐久消費財の購入のために何らかの貯蓄を条件としており、購入前の消費生活過程において賃金 $>$ 労働力商品価値の状態を想定することになる。また消費者信用を利用して耐久消費財を購入した場合、購入後に賃金が上昇しなければ賃金 $<$ 労働力商品価値となり、しかも仮に賃金が上昇しても毎日・毎月の賃金上昇分と耐用日数にもとづく毎日・毎月の価値移転分の両者が必ずしも一致するとは限らない。前者が大であれば賃金 $>$ 労働力商品価値であり、後者が大であれば賃金 $<$ 労働力商品価値となる。こうして、耐久消費財の価値移転を視野

14) 「労働力価値形成説の展開（5）—家族の生活費について—」青森大学『研究紀要』第22巻第1号1999年7月。

に入れると、賃金と労働力商品価値は一致する必然性はなくなってしまうという批判である。

かつて小川和憲氏は、賃金労働者の消費生活過程に実在する商品価値のみが消費行為によって労働力商品に移転すると主張した下山房雄氏を批判して、次のように述べている。「日々消費される商品、例えば食料品などについては労働力にその価値を移転すると考えても問題はない。しかし耐久消費財の価値移転をどのように考えるか、という問題が生じる。——その商品を現金で（過去の貯蓄も利用して）購入した場合、すでにその商品の価値総額にみあう部分が賃金として月々支払われていたか、あるいは他の商品の購入を犠牲にして貯蓄されていなければならない。——いずれの場合にせよ、賃金として支払われていたものが、労働力の再生産過程に実在し、その価値を労働力に移転する商品の価値よりも大きくなる。次に消費者信用の利用によって耐久消費財を購入した場合のことを考えよう。——この場合、もしその商品の価値が労働力に移転され、かつ労働力価値と賃金とが等しいと考えるならば、月々労働力に移転される価値部分とこれから支払われる月賦支払いが等しいということにならなければならない。はたしてそういうことがいえるだろうか。普通、耐用年数の方が支払い期間より長いだろう。そうすると、月々の労働力価値への価値移転部分よりも月々の支払いの方が大きくなる。そうすれば月々の賃金の方が労働力の価値よりも大きくなる。」。

そして氏は、「貯蓄による購入にせよ、あるいは消費者信用による購入にせよ、いずれの場合にも労働力の再生産過程に実在する商品の価値のみが労働力価値に入る、という下山氏の見解は認められない」とした上で、耐久消費財の

購入支出に未だ向けられてない貯蓄部分も労働力商品価値に入り、消費者信用による購入の場合は、耐用度に応じた価値移転ではなく割賦で実際に支払った部分が労働力商品価値に入ると進まれる。こうして氏は、「労働力価値は、労働者の賃金その他の収入（貯蓄や多就業による収入）によって購入しうる範囲の生活必需品の価値（それが労働力の再生産過程に実在するか否かは問わない）である」¹⁵⁾と主張するに至る。しかし、貯蓄であれ消費者信用であれ、消費生活過程に実在しない生活手段価値が労働力商品価値に入るとする見解は、例えば一般商品の生産の場合に一定額の事業資金が原材料や機械設備等の購入に予定されているもののおお支出されてない段階で、その事業資金はそれら生産手段を購入し得る範囲にあるのだから現に生産されている製品価値のなかに入っていくと主張するに等しく、賛同できない。

そもそも本稿の視点からすれば、耐久消費財の価値移転を考えると貯蓄や消費者信用が介在してきて賃金と労働力商品価値が一致する必然性が崩れてしまい、それゆえ消費活動による生活手段価値一般の労働力への対象化の論理が成立しない、という発想そのものが誤っている。先に述べたように、賃金が労働力商品価値から乖離また上下するという事態は、一般商品の価値・価格の関係と同じように労働力商品の場合も両者の正常な関係を表わしている。労働力商品に対する需給変動によって賃金が上昇あるいは下落すれば、当然賃金は労働力商品価値から一時的に乖離するのである。賃金の労働力商品価値からの上方あるいは下方への乖離が一定期

15) 小川和憲『労働者状態の理論的分析』法律文化社、1980年、48ページ～50ページ。

間継続するような場合、貯蓄の増加または貯蓄のはき出しで対応している限りもとの労働力商品価値水準に変化はない。しかし、耐久消費財など新たな生活手段商品への家計支出の増大あるいは逆に家計支出の削減をつうじて、消費生活過程（労働力商品の生産過程）の構造そのものが変化する場合には、労働力商品価値水準そのものが変動する。つまり、賃金と労働力商品価値はこのような経路で長期傾向的に一致するのであって、両者の恒常的な一致などはそもそもあり得ないのである。むしろ、賃金と労働力商品価値の一致への傾向性というのが現実の姿なのであって、そこに貯蓄なり消費者信用を媒介にした賃金労働者の消費生活過程（労働力商品の生産過程）の構造変化と労働力商品価値水準の変動というダイナミズムを捉えることができるのである。

② 休日の価値対象化問題

消費生活過程における生活手段およびサービス商品価値の労働力商品への対象化を説く方法に対して、予想される次の批判は休日の価値対象化問題である。すなわち、賃金労働者が休日なしで毎日働くような場合——イギリス産業革命以降から19世紀半ばの工場法成立まで週休制は実際に破壊されていた——は、労働力への価値対象化量と販売する労働力商品日価値量が原則的に一致するので問題は生じないが、休日がある場合には賃金労働者には労働力を販売しなくてもつばら消費活動を行なうだけの曜日が存在するということになり、すると消費活動による価値対象化量と販売する際の日価値量が一致しなくなってしまうのではないかという批判である。この批判に対しては次のように答えることができる。

賃金労働者が日々同じような活力をもって労働に従事するには、平日の自由時間における食事、休息、睡眠等の消費活動が不可欠なのはもちろんである。しかし、一定の間隔でまとまった時間として与えられる休日（週休や有給休暇）のなかで、平日に不足した休養・睡眠の補給、家族・他人との交流や交際、趣味・教養・スポーツ等の精神的・文化的欲求などを周期的に満たすということも、彼らにとってそれに劣らず必要不可欠である。そもそも労働力とは肉体的・精神的能力の統合体であり、したがって彼らの精神的・文化的・社会的欲求を捨象した労働力およびその再生産などは考えられないのである。つまり、休日を含めた自由時間における“労働力商品の生産活動”が、近代的賃金労働者の正常な労働力の再生産を意味するのであり、それがまた活力ある労働力として労働日における労働力の合理的使用につながっているのである¹⁶⁾。

したがって、賃金労働者の休日における“労働力商品の生産活動”が日々販売される正常かつ標準的な「1日分の労働力」の再生産と供給に密接に係わっており、またそれが市場における社会的評価として確立している限りにおいて、休日における消費生活過程で労働力に対象化した生活手段およびサービス商品価値は、休日が効果を及ぼす労働力使用期間に按分されるかたちで、売買単位である「1日分の労働力」の価値＝労働力商品日価値のなかに追加的に加算されることになる。すなわち、週休1日で、

16) 藤本武『労働時間』（岩波新書1963年）は名著である。そのなかで氏は、休日が、平日には充分ではない蓄積疲労を回復させることによって作業能率を回復させ、また余暇生活を確保することで労働力の十全な再生産を確実にすることを、データを駆使しながら論じている。

休日に労働力に対象化する生活手段価値が仮に時間単位で6時間であるとすれば、残りの6労働日に販売される労働力商品日価値のなかに、6日間で按分された各1時間分が追加的に加算されるのである。

(2) 社会的サービスと社会的間接賃金

社会的サービス¹⁷⁾の価値対象化については2つの独自な問題がある。1つは、社会的サービスが消費活動の生産物である労働力商品にどのようにして価値を対象化するかというサービス論の基本問題である。2つめは、社会的サービスは現実とその多くが社会的間接賃金として給付されているが、この社会的間接賃金の理論的性格をめぐる問題である。前者についてはすでに拙稿⁴⁾で、消費活動とサービス労働の共同行為によって人間の心身上にサービス商品が生産されるとし、しかも消費者が賃金労働者である場合には、サービス商品価値は移転価値と新価値を含めて労働力商品に対象化するという考え方を示した。つまり、社会的サービスは、消費活動とサービス労働の共同行為によって特殊な商品生産物として生産されることによって労働力商品に価値を対象化するという把握であり、それは同時に、社会的サービスが労働力商品にどのようにして価値を対象化するかを示したもの

である。以下では、こうした把握を理論的な前提にして、さらに社会的間接賃金の問題を扱うことにする。

社会的間接賃金とは、公的教育サービスや医療・福祉等の社会保障サービスなど、社会的サービスの低廉または無償の給付のことである。これらの社会的間接賃金の多くは、租税によって成立している国家収入からの支出、あるいは社会保障拠出金をプールした基金からの支出によって維持されている。社会的サービスが社会的間接賃金という形態をとって給付される意義については、①教育による無知の克服や能力開発、医療・福祉における疾病・傷害の治療や高齢者・障害者の介護等にあって、費用を要するものとそうでないものとの間の所得再分配を行なう、②社会的サービスの拠出と給付に保険原理を適用することによって、リスクの個人差（年齢や職業による偏り）を分散させ、また保険者の逆選択を回避し適正な保険集団を形成する、③教育基金また社会保障基金を公的あるいは準公的機関が統一的に維持・運用することにより拠出（負担）・給付にともなう諸費用を節約する、などしばしば指摘されるところである。

さて、これまで展開してきた労働力価値論およびサービス商品論の観点からすれば、教育、医療、福祉等における社会的サービスの提供・受容という現象の経済的本質は、特殊な労働生産物としてのサービス商品（統制価格であるとしても）の生産にある。賃金労働者およびその家族は、彼らの心身上に生産されたサービス商品——賃金労働者の場合、サービス商品は労働力商品の一部を構成することになる——の社会的労働の投入分（サービス商品価値）に対して対価を支払うのであるが、サービス商品の購入

17) サービス産業の範囲をめぐる理論的基準について、私や斎藤重雄氏は、労働対象が物か人かといった使用価値の階層性に立脚して、後者をサービス産業の範囲を決める基準においている。この基準に基づくと、教育、医療、福祉、娯楽など、いわゆる“対人サービス”に括られる業種がその範囲に入ってくる。これはこれで一つの論点を形成するが、詳細については拙稿「サービス経済の理論」（斎藤重雄編『現代サービス経済論』I部2章、創風社、2001年）、拙稿「サービス生産物とその経済的性格について」（日本大学経済学部経済科学研究所『紀要』第32号2002年3月）、斎藤重雄『サービス論体系』青木書店、1986年）を参照されたい。

とそれへの対価の支払いの多くは一般商品のような経路をとらず、社会的間接賃金という形態をとった低廉または無償の給付というかたちで行われている。つまり、教育、医療、福祉等のサービス商品の多くは直接賃金から対価が支払われず、賃金労働者およびその家族の必要に応じて——義務教育の場合は子どもが教育を受けるに必要な年齢に達した段階で、医療・福祉については治療・介護の必要に迫られた段階で——サービス商品が無償あるいは一部負担で彼らの心身上に生産（現物で給付）される。その際、現物で給付を受けたサービス商品全体あるいは一部負担との差が社会的間接賃金に相当すると捉えられるのである。

サービス商品への対価の支払いの多くが一般商品のような経路をとらず、社会的間接賃金の給付という形態をとる原理的必然性について、本稿は次のように考えている。社会的サービスはそれ自体が商品生産物（＝サービス商品）であり、生活手段（＝消費財）とともに広い意味で労働力商品の再生産にとって必要な生活手段の総体を構成する。同時に、サービス商品は生産物として価値をもち、サービス労働と消費活動の共同生産行為をつうじて労働力に価値を対象化する。しかしながら、教育、医療、福祉といったサービス商品生産の必要度（医療や福祉では特に危険発生率）は個人によってあるいは労働力のライフステージに応じてかなりの偏りがある。そのため、食料品や耐久消費財などの生活手段と比べると、日々一定量の価値が平準化されて労働力へ対象化するということはないし、それゆえ労働力商品の売買単位である「1日分の労働力」の価値＝労働力商品日価値に平準化されて算入されることもない。すると、現実の消費生活過程で医療や福祉などの

サービス商品生産が行われる場合、その価値は労働力に対象化するのであるから、相当程度の疾病・傷害の治療の必要性が生じた場合、通常の賃金ではサービス商品への支払いに不足して、貯蓄のはき出しや借金等の異常支出を余儀なくされる。そしてその場合、労働力商品価値と賃金は大きく乖離（賃金<労働力価値）することになる。

しかし、労働力商品の場合、貯蔵・保存の困難性から売り控えや売り延ばしが効かず、任意に労働力商品の供給制限を行って比較的短期（社会的サービスの必要度が高い時期）に上昇した労働力商品価値水準に賃金を引きつけるというメカニズムはそもそも働かない。よって賃金労働者およびその家族は消費生活過程の構造（＝労働力商品の生産構造）を変化させなくてはならないが、たとえば疾病・傷害の治療のための異常支出に対して世帯員の多就業化による対応には限界がある。すると、彼らは教育、医療、福祉などのサービス商品の生産と購入を断念することによって——サービス商品生産を家族内サービスで代替することも含まれる——、労働力価値水準そのものを低下せざるを得ない。しかし、それは無知や疾病・障害等による労働力商品の損壊を事実上放置することにつながるし、また疾病・傷害等の危険発生を社会が常態化していることを意味している。そうになると、近代的賃金労働者の正常かつ継続的な労働力商品の再生産が困難になってしまうし、ひいては資本制経済の存立根拠を危うくする。ここに、教育、医療、福祉などのサービス商品への対価の支払いの多くが、社会的間接賃金の給付という形態をとる原理的必然性があるのである。

教育、医療、福祉などにおけるサービス生産

物が商品として生産され、しかもそこに投入された社会的労働部分が価値として賃金労働者および家族構成員の労働力に対象化し、労働力商品価値の恒常的な構成要素を成すようになる、これは資本制経済のもつ大きな文明化作用の一つに他ならない。なぜなら、それに先立つ封建制や奴隷制においては、教育、医療、福祉などのサービス生産物が社会的に生産される割合は相対的に小さかったであろうし、したがってその時代における直接生産者においては、彼らの消費元本（労働力の再生産費）のなかにその費用が恒常的に組み込まれるということは稀であったはずである。教育、医療、福祉などにおけるサービス生産物が商品（統制価格であるとしても）として生産されることをつうじ、サービス生産技術およびサービス生産物の質は極めて高度化する。しかも、それらが社会的間接賃金の給付という形態で生産・供給されることにより、無知の克服と能力の開発、一定の確率で発生する疾病・傷害のリスク回避を賃金労働者全体に広く保証することになる。こうして、サービス生産物が商品として生産され、しかもそれが社会的間接賃金という形態で給付されることは、先立つ時代に比べて、労働力の質を全体として高度化し、直接生産者の生活水準そのものを上昇させることになるのである。

最後に、社会的間接賃金は賃金労働者の必要に応じて給付されており、したがってそれは労働に応じて支払われず労働の対価という形態がないという点を根拠に、社会的間接賃金は労働力価値の現象形態でないという論について一言述べておきたい¹⁸⁾。まず、労働力価値内在説（賃金労働者の消費活動をつうじて生活手段およびサービス商品価値が労働力に対象化し、価値は労働力それ自体に担われるという説）にも

とづく労働力価値とは、消費活動を媒介にして生活手段およびサービス商品価値が賃金労働者および家族構成員の労働力に対象化したものに他ならない。また、こうして現実に労働力に対象化した価値量が、労働力商品の売買単位である「1日分の労働力」の価値＝労働力商品日価値の量的基礎になるのである。したがって、労働力商品の売買にともなって、買い手である資本から賃金労働者に支払われる対価＝賃金の本質は、賃金労働者および家族構成員の労働力に対象化し、それに内在している価値にこそあるのである。この点からすれば、サービス商品価値は他の生活手段価値と同じように、現実に労働力に対象化し労働力に内在する価値を構成するものに他ならない。したがって、社会的間接

18) 小川和憲氏は、社会的間接賃金が労働力価値を構成するか否かという論点をめぐって、否定説（荒又重雄説）と肯定説（下山房雄・高橋洗説）の両者に検討を加えている。そして、肯定説を発展させる視点から、労働力価値の第1次分配と再分配の区別を重視しつつ、次のように述べる。「一部は第一次分配過程で手取り賃金として分配され、他の一部は社会的にプールされて間接賃金として与えられる。そこではある程度労働に応じてではなく、必要に応じて分配される。したがってこの点だけを見ると、それは労働力の価値の形態にはない。しかし第一次分配過程までさかのぼってゆくと、明らかに総可変資本の一部であり、労働力の価値の一部なのである」（小川『現代資本主義と労働者状態』法律文化社、1986年、52ページ）とし、社会的間接賃金は労働力価値が再分配過程で形態変化したものと捉えている。小川氏は、労働力価値は生活手段価値として実在するという労働力価値内在説に立脚し、またサービス商品が労働力価値を構成するか否かについて積極的な主張をしていない関係で、社会的間接賃金が労働力価値を構成することを肯定するために給付の源泉にまで遡って議論をしている。社会的間接賃金が労働力価値を構成するという点に限っては、本稿と小川氏は同じ結論に達しているが、結論に至る論証の経路と方法はまったく異なるものである。なお小川氏は、社会保障サービスとして高齢者や障害者に支払われる社会的費用が労働力価値から支払われるということの証明は、生存権が経済的実体をもつことを明らかにするものであって、社会保障の権利性を理論的に裏付けることになる、とさらに論を進めている。

賃金の本質が労働力商品価値にあるという点は明瞭なのである。ただ問題は、社会的間接賃金を個々の賃金労働者で見た場合、それは必要に応じて給付されるのであるから、直接的には労働の対価として現象しないという点にある。これは個々の賃金労働者において、サービス商品への拠出（直接賃金からの負担分）と給付（労働力に対象化する価値）が一致せず乖離しているという点に帰結し、これを根拠に社会的間接賃金が労働力価値の現象形態でない主張されるのである。

社会的間接賃金が直接的には労働の対価でないのは確かである。しかしながら、教育、医療、福祉などの領域においてサービス商品が生産され、その価値が労働力に対象化すると繰り返し論じている本稿の方法からすれば、直接賃金からその対価が支払われようと、あるいは社会的間接賃金という形態で給付されようと、賃金労働者および家族構成員が教育機関で教育を受け、病院で治療を受けるといった行為を通じて、サービス商品が生産されその価値は労働力に対象化するのである。したがって、本稿の方法では、少なくとも現物で給付される社会的間接賃金が労働力価値を構成するのは理論的に明らかなのである。社会的サービスの領域においてサービス商品が生産されず、また労働力に価値が内在しないと主張する見解だけが、給付の源泉を求める旅を続け、直接的には労働の対価でない“賃金”を労働力価値の現象形態と主張し得るか、あるいは給付の源泉が“利潤”からの控除の場合にこれを労働力価値の現象形態と主張し得るか、ということで理論的に苦悩するのである。

教育、医療、福祉などの領域においてサービス商品が生産され、その価値は労働力に対象化

するという本稿の理論的到達点からすれば、結論は次のようになる。社会的サービスに対し直接賃金から対価が支払われる場合は、もちろん対価は労働力価値の現象形態である。また、社会的サービスが社会的間接賃金として現物で給付される場合は、サービス商品が生産されるのだからもちろん労働力価値を構成する。それを現物でなく租税負担分や拠出金といった基金レベルで捕捉すれば、それらは労働力価値の現象形態である。そして、この基金の源泉の一部が“利潤”からの控除である場合も、それはまさしく労働力再生産のための控除であって労働力価値の現象形態なのである。したがって、社会的間接賃金は労働力価値の現象形態でない、社会的間接賃金は労働力価値から支払われず他から支払われていると推論するのは正しくないのである。以上、サービス商品生産物説および労働力価値内在説を踏まえて、社会的間接賃金を労働力価値の構成部分あるいは現象形態として捉える基本的な考え方を示した。

(3) 妻子・高齢者の生活費の価値対象化

妻子・高齢者など賃金労働者の家族構成員の生活費（マルクスの言う「家族費」）の価値対象化に係わる論点は次のようなものである。労働力商品販売者本人に現実に対象化した生活手段およびサービス商品価値が、売買単位である労働力商品日価値の量的な基礎になりそこに算入されるのは理解できる。しかし、賃金労働者家族のなかには労働力商品販売者以外に一般に専業主婦である妻、労働力形成期にある子ども、高齢者で現実には労働力を販売し得ない親がいる。彼らは、労働力の保有者でありまた潜在的な労働力商品保有者であるものの、決して現実の労働力商品販売者ではない。よって労働

力商品販売者ではない彼らの生活の維持に必要な生活手段およびサービス商品価値すなわち彼らの保有する労働力に対象化したそれらの価値が、どのような根拠と仕方で、労働力商品販売者本人の売買単位である労働力商品日価値の量的な基礎になり、そこに算入されるのかという問題が生じるのである。

私は、すでに拙稿¹⁴において、マルクスの労働力価値論に内在しているこうした未解決の問題の所在を指摘し、これに対し労働力価値内在説にもとづく解決方法の基本線を示してある。そこで、以下これについて本稿の考え方を要約的に述べるとともに、「家族費」問題について意識的に取り組まれた論者の見解に対し若干のコメントを加えたい。

解決方法の基本線は、次の2つの点に留意することによって与えられる。第1に、消費生活過程における労働力商品の生産活動は賃金労働者家族を基本単位にして行なわれる。つまり、労働力商品を資本が直接的に生産し得ず、その生産および世代的再生産が家族に委ねられている資本制経済においては、労働力商品販売者とともに非労働力商品販売者の正常かつ継続的な再生産にとって家族の存在が当初から前提されている。経済理論の上で便宜的に個人を消費行為（労働力の生産）の主体なり単位として扱う場合があるが、その場合には、彼によって家族が代表されているのである。またそうであるが故に、賃金労働者家族を代表する労働力商品販売者の労働力商品価値のなかに「家族費」が含まれることになるのである。

第2に、生活手段（非耐久消費財および耐久消費財）であれサービス商品であれ、労働力商品販売者でない家族構成員の身体（労働力）に対象化した商品価値は、「家族費」として、労働力商品販売者の売買単位である労働力商品日価値のなかに算入される。本稿が立脚する労働力価値内在説は、消費生活過程において現実に賃金労働者家族の身体に対象化した生活手段およびサービス商品価値が労働力価値を形成すると捉える。そして、賃金労働者家族の各構成員の身体に対象化した生活手段およびサービス商品価値は、家族構成員の生活維持が労働力商品販売者の労働力の正常かつ継続的な再生産にとって必要不可欠な条件をなし、それが市場における社会的評価として確立している限りにおいて、家族を代表する労働力商品販売者の労働力商品日価値に「家族費」として算入されるとする。たとえば、家族の生活の再生産に生活手段とサービス商品が必要であり、それら商品価値が1日あたり労働力商品販売者である夫に2.5時間を対象化し、労働力商品販売者でない妻子や親に合計で2.5時間を対象化するとすれば、消費生活過程において1日あたり合計5時間の商品価値が家族構成員全員に対象化する。また休日の対象化量から「1日分の労働力」価値への算入分が0.5時間であるとすれば、労働力商品販売者である夫の労働力商品日価値は5.5時間となる。つまり、労働力商品日価値には、労働力商品販売者の労働力に対象化した商品価値2.5時間、労働力商品販売者でない家族構成員に対象化した商品価値2.5時間、および休日に家族構成員全員に対象化した商品価値からの按分0.5時間が算入されるのである。

こうして、労働力商品販売者でない家族構成員の生活維持ないし労働力の維持・形成にかかった諸費用が、どのようにして、あるいはどのような理由で夫の労働力商品価値に入り込むのかという論点について、私は、“消費行為の経済単位は家族である”という点を踏まえ、家

族の存在とその労働力再生産が労働力商品販売者の労働力を質料的に維持・再生する不可欠の条件となっている(どのような理由で)、家族の生活費は労働力商品販売者の労働力を再生産するのに社会的に必要な労働時間の部分組成に事実上転化し労働力商品日価値に算入される(どのようにして)、とするのである。これにより、家族構成員の必要生活費は周期的に確保されるとともに、労働力商品日価値の増減とともに家族の生活費も増減するという関係が与えられるのである。

小川和憲氏は労働力価値他在説(労働力価値は労働力それ自体に担われず生活手段価値として実在するという説)の視点から、「家族費」について次のような説明を試みている。まず子どもの生活費については、「現在の資本家は前世代の資本家が支払った労働力再生産費の一部(現在の労働者が子どもだった時の生活費)を無償で利用し、その対価として、次の世代のために労働力再生産費の一部(現在の子ども達の生活費)を支払う」¹⁹⁾としている。また妻の生活費については、「労働力価値論では、資本家は婦人の生活費を支払わねばならないが、この生活費とは、婦人の家事・育児労働に対して支払われるものと考えねばならない」²⁰⁾とし、彼女の活動(家事労働)が夫や子どもの労働力再生産に不可欠であり、その代償として夫の労働力価値の一部(生活手段価値の一定量として捉えている)を構成するとしている。そして、高齢者・障害者の生活費については、社会的間接賃金という形態で労働力価値から支払われるとともに、今日の高齢者・障害者の生活費は「多就

業(世帯主の残業や妻の共働き)という形態をとることによって、労働力価値から支払われる」²¹⁾としている。

以上は、労働力価値他在説を代表する「家族費」についての説明といえる。これに対し労働力価値内在説は、消費生活過程において現実に賃金労働者家族の身体(労働力)に対象化した生活手段およびサービス商品価値が労働力価値を形成すると捉える。小川氏の見解に対して、内在説の視点から次のように言うことができる。まず、現在の労働力商品販売者の子どもの育成費について、現在の彼と雇用関係にある資本がタイムトンネルを抜け出て彼の子どもと将来雇用関係を結ぶわけではない。したがって、その意味では、労働力商品販売者の子どもの育成費を現在の資本が支払う必然性はないはずである。子どもの生活費については、小川氏の言うように、結果として資本の世代を超えた代払い関係が認められるのは確かであるが、市場でこの世代を超えた代払いを強制する何らかの力が働いて、子どもの生活費が労働力価値に算入されるということではない。逆である。すなわち、子どもの生活維持が現在の賃金労働者家族の正常かつ継続的な再生産にとって不可欠な条件となっているから、子ども(人間は労働力の定在であるから厳密には子どもの労働力、以下妻や高齢者の場合も同じ)に対象化する生活手段およびサービス商品価値が家族費として労働力商品販売者の労働力商品日価値に算入される、内在説はこう捉える。そして、このような労働力商品日価値をもつ労働力商品の売買が労働力市場で長期的に確立されていることを前提にして、労働力商品販売者の過去の育成費が現

19) 小川『前掲書』56ページ。

20) 同77ページ。

21) 同60ページ

在の子どもの育成費に事実上転化して回収されるといった世代間の代払い関係を結果的に認めることができるのである。

次に妻の生活費については、子どもの生活費の場合と同じように、妻の存在と活動が賃金労働者家族の正常かつ継続的な再生産にとって不可欠な条件となっているから、妻に対象化する生活手段およびサービス商品価値が労働力商品販売者の労働力商品日価値に算入されると捉える。よって、それを小川氏のように家事労働²²⁾を事実上価値形成労働と捉え、妻の生活費相当分をそれに対する代償あるいは支払いとは捉えない。そして高齢者や障害者の生活費についても、それが直接賃金あるいは社会的間接賃金という形態で現象しようと、賃金労働者家族の正常かつ継続的な再生産のために高齢者や障害者に対象化した生活手段およびサービス商品価値が労働力商品販売者の労働力商品日価値に算入されるとし、しかもそれを彼らの再生産の一般的かつ基本的様式と捉える。よって小川氏と違い、高齢者・障害者の生活費が家族構成員の多就業によって支えられるという労働力商品価値の価値分割が進んだ事態を、原理的に賃金労働者家族の再生産の一般的かつ基本的様式であるかのように捉えないのである。

鈴木和雄氏は、マルクスの労働力価値概念は労働者本人の維持とそれに要する費用を中心に組み立てられているために「労働力価値を『個々の成年労働者の生活維持に必要な労働時

間によって規定』するという方法と、『労働者家族の生活維持に必要な労働時間によって』規定するという方法とがいかに整合するかについては、何もふれられていない。』²³⁾と指摘する。氏の指摘は、たしかに傾聴に値するものである。しかしこの点は、すでに述べたように、次のようなかたちで解決され得る。すなわち、賃金労働者の消費活動の基本単位は個人でなく家族であり、便宜的に個人を消費行為の主体なり単位として扱う場合にも実は彼によって家族が代表されている。そして家族構成員に対象化する生活手段およびサービス商品価値は、家族構成員の生活維持が賃金労働者家族の正常かつ継続的な再生産にとって不可欠な条件となっているから、市場がそれを社会的に必要と認める範囲において労働力商品販売者の労働力商品日価値に算入される。私は、こうした論を労働力価値内在説に基づくかたちで意識的に展開してきたのである。

これに対し鈴木氏は、上記の困難は労働力商品および労働力価値をそもそも実在的範疇と捉えることによって生じた困難であるとし、「生活資料の存在と労働者本人の労働能力の生産とを直結させる労働力商品の実在説的理解を退ける」労働力商品非実在説および労働力価値擬制説へとすすまれる。すなわち、労使間で取引される対象は労働力商品ではなく、「労働に対する処分権」や「労働時間」などの取引対象であるとしたうえで、これらの交換対象に「労働者本人の存在基盤として労働者家族を媒介させることによって、それらの取引対象の価値を労働者家族の維持費に帰着させる」²⁴⁾としている。

22) 私は、家事労働を代替的消費活動という概念において捉え、その経済的性格について、労働力への価値の対象化を媒介するがそれ自体は価値を創造しないとしている。詳しくは、「労働力価値形成説の展開（５）—家族の生活費について—」（青森大学『研究紀要』第22巻第1号、1999年7月）を参照されたい。

23) 鈴木和雄『労働力商品の解説』日本経済評論社、1999年、264ページ。

氏の主張する労働力商品非実在説ならびに労働力価値擬制説については、労働力価値をめぐる「家族費」の取り扱いにとどまらないものがある。すなわち鈴木氏は「労働力商品を実在的取引対象とする理解を退けて、これを擬制的商品ととらえる必要がある。——雇用契約の後にも先にも労働力なる実在物は存在しないこと、生産過程に存在するのは資本家から命令を受けとって監督されつつ、これから従属労働を行なうことを予定された労働者しか存在しないことが明白になる。したがって生産過程のなか

には価値をもった労働力なる実在物は存在しないことが明確になるように思われる。』²⁵⁾とする。このように、労働力商品およびその価値の実在性を明確に否定する鈴木氏の基本論理は、労働力商品およびその価値の実在性（内在性）を積極的に主張する本稿のまさに対極に位置することになる。労働力商品非実在説を展開する鈴木説の批判的検討は、別の機会にあらためて本格的に行いたいと考えている。

〔青森大学経営学部助教授〕

24) 同258ページ。

25) 同229ページ。